

技術資料等説明書

令和8年度 佐伯河川国道事務所管内における災害時等復旧対策調査業務（地質）等に関する基本協定については、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和8年2月12日

2. 協定締結者

九州地方整備局 佐伯河川国道事務所長 峰 潔毅
大分県佐伯市長島町4-14-14

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、佐伯河川国道事務所が管理する直轄区間において、災害等が発生し又は発生の恐れがある場合、または「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害等支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から指示された場所において緊急的に地質調査等を行うことを想定し、あらかじめ実施業者を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的としている。

(2) 基本協定区間

佐伯河川国道事務所直轄管理区間または「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害等支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から指示された場所。なお、佐伯河川国道事務所直轄管理区間は以下の通り。

佐伯河川国道事務所管内 一般国道10号、57号
番匠川、堅田川、井崎川、久留須川

(3) 基本協定の内容

佐伯河川国道事務所直轄管理区間または「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害等支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から指示された場所において発生した災害に関する地質調査等に関し、これに必要な組織、災害調査の能力等の確保を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に期することを目的として、施行するものである。

(4) 基本協定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、企業の業務実績、業務成績等の能力から総合的に評価して、協定締結業者を決定する。

(6) 災害時等復旧対策調査業務の実施方法

基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に地質調査等を実施する場合は、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生のなかった場合は、実際の業務を行わないこととする。

(7) 協定締結日は令和8年3月24日とする。

4. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）

第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県内に本店（本社）又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店営業所の住所による。）が所在すること。

(3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14

年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、令和8年4月1日時点において認定されていない者のした申請は、基本協定を締結する資格を有しない者のした申請として、当該申請を無効とする。

- (4) 九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し資料提出締め切り時に指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 佐伯河川国道事務所管内において、令和3年4月以降に道路又は河川に関する地質調査業務の実績があること。
- (6) 令和3年度以降公告日までに完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)の平均業務評定点が60点以上であること。

ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は100万円を超える国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)の実績がない場合は、この限りではない。

- (7) 緊急業務に対応する体制として、1名以上の技術士(総合技術監理部門(土質及び基礎、又は地質)、建設部門(土質及び基礎)、応用理学部門(地質)、RCCM(土質及び基礎、又は地質)あるいは地質調査技士を早急に対応させることができること。
- (8) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 技術資料等の総合的な評価に関する事項等

(1) 評価項目と評価基準

以下の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

評価の着目点		評価		
企業の業務実績等	部門登録	地質調査業の登録状況	地質調査業の事業登録あり	地質調査業の事業登録なし
			【A】	【-】
	近隣地域内業務の実績	佐伯河川国道事務所の管内における令和3年度以降に地質調査業務実績(港湾空港関係は除く)	国の業務実績がある	県、市で業務実績がある
			【2A】	【A】
地域特性の把握	佐伯河川国道事務所管内における本店の有無	佐伯河川国道事務所管内に本店又は支店営業所がある	大分県内に本店又は支店営業所がある	左記以外
		【2A】	【A】	【C】
技術者保有に基づく信頼度	災害発生等緊急時に早急な対応ができる技術士又はRCCM等の人数	総合技術監理部門(土質及び基礎、又は地質)、建設部門(土質及び基礎)、応用理学部門(地質)のいずれかを1名以上	RCCM(土質及び基礎、又は地質)あるいは地質調査技士を1名以上	左記に該当しない
		【A】	【B】	【C】

業務成績	九州地方整備局(港湾空港関係除く)(令和3年度以降完了業務)の地質調査業務の平均点(直轄の実績がない場合、又は評定通知を受けていない場合は加算しません)	75点以上 【A】	70点以上 75点未満 【B】	60点以上 70点未満 【-】
継続的な営業に基づく信頼度	企業の信頼性が確保されることにより災害時対応の円滑な実施を期待するための営業年数の継続性	30年以上の営業実績がある 【A】	15年以上の営業実績がある 【B】	15年未満の営業実績がある 【-】

(2) 決定方式

参加者から提出された技術資料等をもって総合的に評価し、評価点の高い順に協定業者として決定する。

(3) 総合評価に係る技術資料の作成方法

記載事項	内容に関する留意事項
企業の業務実績等	<p>① 近隣地域(佐伯河川国道事務所管内(佐伯市、津久見市、臼杵市、豊後大野市、竹田市))内業務の実績 別記様式2に記載された内容等により評価する。</p> <p>② 地域特性の把握 別記様式3に記載された内容により評価する。</p> <p>③ 技術者保有に基づく信頼度 別記様式3に企業が雇用している技術士(総合技術監理部門(土質及び基礎、又は地質)、建設部門(土質及び地質)、応用理学(地質)、RCCM(土質及び基礎、又は地質)あるいは地質調査技士のうち、災害発生等緊急時に早急な対応ができる人数を記載する。</p> <p>④ 継続的な営業に基づく信頼度 別記様式3に企業(本店)の営業年数を記載する。</p>

6. 本基本協定に関する担当部局

〒876-0813 大分県佐伯市長島町4-14-14
国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 流域治水課
担当：流域治水課長 成松 政幸
電話0972-22-1880(代) (内線351)
FAX0972-23-2816

7. 資料の作成及び提出

(1) 本協定に参加希望者は、下記のとおり申請及び資料等を提出すること。

- ① 提出期間： 令和8年2月12日(木)から令和8年2月27日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所： 上記6.に同じ。
- ③ 提出方法： 持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出する。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。会社の代表印を押印すること。

(3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

- ① 業務実績

4. (5)に掲げる資格があることを判断できる近隣地域内の業務実績を別記様式2に記載すること。記載する業務実績の件数は1件でよい。

②企業情報について

4. (2)(7)に掲げる内容及び継続的な営業年数が確認できる企業情報について別記様式3に記載すること。

③契約図書等の写し

上記①の業務実績として記載した業務に係る財団法人日本建設情報総合センター「測量調査設計業務実績情報システム」(以下、TECRIS)の業務カルテの写しを添付すること。

ただし、当該業務が、TECRISに登録されていない場合は契約書の写しを提出すること。

なお、TECRISに登録されている場合でも上記①に示した内容が判断できない場合、またはTECRISに登録されていない場合には、①に示した内容を判断できる契約図書等の写しも併せて提出すること。

④ 認定の確認

九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和7・8年度地質調査業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていることが確認できる資料を添付すること。

(4) 申請書及び資料等に関する問い合わせ先

6. に同じ。

(5) 技術資料等のヒアリング

技術資料等のヒアリングは、必要に応じて行う。

8. 協定締結者の通知

令和8年3月16日付けで通知する。

9. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められた者及び申請書及び資料等が適正と認められなかった者は、担当部局に対して参加資格がないと認められた理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。(様式は自由とする。)

①提出期限： 令和8年3月19日(木)17時00分

②提出場所： 上記6. に同じ

③提出方法： FAX、持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期限までに必着のこと)により提出する。

(注) 郵送等及びFAXで提出した場合は、送付手続き後及びFAX送信後、6.へ電話で確認すること。(不在の場合は、他の職員で可)

(2) 担当部局は、説明を求められたときは、令和8年3月24日(火)までに、説明を求めた者に対し、FAXにより回答する。

10. 技術資料説明書に対する質問

(1) この技術資料説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

①提出期間： 令和8年2月12日(木)から令和8年2月19日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②提出場所： 6. に同じ。

③提出方法： FAX、持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出する。

(注)： 郵送又はFAXで提出した場合は、6.へ電話で確認すること。(不在の場合は、他の職員で可)

(2) 上記(1)の質問に対する回答は、質問のあった日から土曜日、日曜日及び祝日を除く2日以内に行う。

11. 技術資料の評価

技術資料の評価は、佐伯河川国道事務所の職員が行う。

12. 評価結果の無効

公告に示した参加資格のない者が提出した申請書等、及び虚偽の記載をした者は決定を取り消す。

13. 再苦情申立て

(1) 担当部局からの理由等の説明に不服がある場合は、理由等の説明に係る書類を受け取った日から7日(休日を含まない。)以内に書面により、佐伯河川国道事務所長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

(2) 再苦情の審議は、佐伯河川国道事務所において行う。

(3) 再苦情申立ての受付窓口、受付時間

受付窓口：〒876-0813 大分県佐伯市長島町4-14-14

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 総務課

担当：建設専門官

電話 0972-22-1880(代) (内線407)

(受付時間 土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時00分から17時00分)

14. その他

(1) 申請書及び資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 当職は、提出された申請書及び資料等を、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(3) 提出された申請書及び資料等は返却しない。

(4) 提出期限以降における申請書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 当事務所において公示を行っている他の令和8年度における「佐伯河川国道事務所管内における災害時等復旧対策調査業務(測量及び設計)等に関する基本協定」において重複して選定された際は、履行の実効性を確認する場合がある。